

関ヶ原町地域おこし協力隊募集要項

1. 関ヶ原町について

関ヶ原町は本州のほぼ真ん中に位置する岐阜県の小さなまちです。山々に囲まれた独特な地形から古来より交通の要衝として栄えました。そうした特徴から関ヶ原の戦いの舞台にもなり今でも多くの史跡が残っています。

町の面積の約80%は森林が占めており、自然豊かな田舎の雰囲気を感じつつも、国道や名神高速道路のIC、JR東海道線の駅があり都市圏へのアクセスしやすい恵まれた環境にあります。

2. 募集の背景

歴史や自然を身近に感じられ、都会に近い田舎暮らしができるまちとして、関ヶ原町では各種補助金や移住希望者への相談対応、空き家バンクの運営等を行ってきました。しかし、全国的な流れと同様、少子高齢化や人口減少が加速度的に進行しているのが現状です。そこで今回は「移住者の目線を生かしながら、移住者へのサポート体制を一緒に作り上げてくださる方」を募集します。

3. 募集内容

活動としては、以下を想定しています。

○ 移住希望者に向けた活動

- ・ 相談対応・移住フェアへの参加
移住者希望者からの相談ごと（仕事、住まい、子育て環境について等）に対応していただく、町職員と共に移住フェア等に参加したりしていただきます。
- ・ 暮らし体験ツアーの企画・実施
昨年度関ヶ原町では、移住の前段階として関ヶ原町を知ってもらう・体験してもらうための暮らし体験ツアーを開催しました。今年は11月に開催予定です。
令和8年度関ヶ原暮らし体験ツアーに向けて、町職員と共にツアーの造成・実施をしていただきます。

○ 移住者の定住に向けた活動

- ・ 移住された方々の生活に関する困りごと等の相談にのったり、移住者同士が顔を合わせて交流する機会をつくったりすることで、移住者の定住をサポートしていただきます。

○ SNS等での関ヶ原の魅力発信

- ・ 移住者の目線から、SNS等で関ヶ原の魅力や日々の暮らしの様子、移住に関する情報を発信していただきます。

○ 自らの定住に向けた活動

- ・ 将来の起業に向けた取り組みや、自分の趣味・特技を生かした地域を盛り上げる取り組みなど、任期後の関ヶ原町での暮らしも考えながら活動していただきます。

◇ 任用後最初の1年は、町職員と一緒に関ヶ原全域をまわったり、地域の人たちのもとを訪れて関係づくりをしたりなど、とにかく関ヶ原を知っていただく期間です。

関ヶ原町がどんなところか、どんな人がいるか、どんな資源があるかなどを知っていく中で、今後の活動のイメージをもっていただければと思います。

◇ 各活動の内容など具体的な事項については、ぜひ隊員の方のご意見を伺いたいものもあります。ずっと町内で暮らしてきた私たちでは気づかない関ヶ原の魅力や、私たちでは思いつかない自由な発想でプロジェクトに挑んでいただきたいです。

◎求める人物像

- ・ 明るく人と話すのが好きな方
- ・ 人の話を丁寧に聞くことができる方
- ・ イベントを企画するのが好きな方
- ・ フットワークの軽い方

◎募集人数 1名

◎活動地域 関ヶ原町全域

◎活動拠点 旧今須小中学校

◎任期後について

任期終了後は、町の委託として引き続き移住コーディネーターの活動を行っていただくことも可能です。詳細については活動していく中でご相談できればと思います。

4. 応募要件

下記の要件のすべてを満たす方が対象です。

- (1) 現在、三大都市圏をはじめとする都市地域等（※）に在住している方で、関ヶ原町へ生活拠点を移し、住民票を異動できる方
- (2) 普通自動車運転免許を所持し、実際に運転のできる方

- (3) 日常的にパソコンを使用し、ワードおよびエクセル等のスムーズな利用のほか、電子メール等情報の受発信、SNS（Facebook、Instagram等）の操作ができる方
 - (4) 心身共に健康で、地域の活性化や維持等について、地域住民および町と協調して積極的に行動できる方
 - (5) 隊員として活動終了後、起業等により関ヶ原町に定住する強い意欲のある方
 - (6) 業務概要・趣旨に基づき、自らの意思により提案・企画・活動ができる方
 - (7) 休日・祝日の行事参加や、夜間の会議出席など、不規則な業務体系に対応できる方
 - (8) 地方公務員法第16条に規定する一般職員の欠格条項に該当しない方
- ※総務省が定める条件不利地域以外の地域（現在お住まいの住所が該当するかどうか不明な場合は事前にお問い合わせください。）

5. 任用形態・期間

- ・ 関ヶ原町と業務委託契約（個人請負契約）を締結し、隊員として委嘱します。
※町との雇用関係はありません。隊員としての活動に支障がなければ副業・兼業も可能です。
- ・ 業務委託期間（隊員としての任期）は、初年度は令和8年度3月31日までとし、以降年度ごとに最大3年まで契約更新することができます。

6. 活動時間

勤務日や休日に定めはありませんが、月140時間程度の活動を想定しています。

ただし、採用後しばらくは町職員と一緒に行動していただきますので、職員の勤務時間内で都合を合わせていただくことになります。

7. 活動報告

- ・ 業務委託契約に基づき、毎月1回活動報告書を取りまとめ、町へ進捗情報等のご報告をお願いします。
- ・ 原則的には町役場への出勤の必要はありませんが、町の担当部署との連携を図るため、活動等に対する意見交換会等を随時行います。

8. 委託料等

- ・ 個人契約に基づく委託料をお支払いします。

【委託料】月額291,666円、年額3,500,000円を上限とします。

※雇用関係がないため、雇用保険には加入しません。

- ・ 活動費は、活動にかかった経費を実績に応じてお支払いします。毎月提出していただく活動結果報告書と併せて請求してください。

【活動費】年額2,000,000円を上限とします。

※住居費（敷金および礼金を除く）、活動車両費（燃料費、駐車場借上料を含む）など

※関ヶ原町までの交通費（面接時含む）、引っ越し費用、家財費用、光熱水費、電話等通信費、活動期間中の生活費および生活に必要なもの、その他業務に直接関係しない諸経費は対象外とします。

10. 待遇等

- ・ 業務委託契約のため、健康保険料・年金保険料は個人負担となります。ご自身で国民健康保険、国民年金に加入してください。
- ・ 協力隊の業務に差し支えない範囲で兼業を行うことができます。
- ・ 委託業務の遂行上で被った災害（移動中を含む）について、町は一切責任を負いません。自らの活動に伴うリスク・責任に応じて損害保険、個人賠償責任保険、自動車損害賠償保険にご自身でご加入ください。
- ・ 住居の確保については基本的に個人で確保していただくこととなりますが、町職員も情報提供等の支援はいたします。
- ・ 協力隊活動に必要な車両及びパソコン、携帯電話等の貸与はありませんので、ご自身でリース等の準備をしてください。
- ・ 起業を目指す隊員の方は、各種支援施策により任期終了後の活動を支援いたします。
- ・ 任期終了後のその他のサポートについては改めてお問い合わせください。

11. 申込受付期間

令和7年7月29日（火）～ 令和7年8月29日（金）まで

12. 選考の流れ

【応募方法】

- ・ 下記の3点を関ヶ原町企画政策課に提出してください。
 - （1）応募用紙
 - （2）住民票の写し（申し込み前3か月以内に取得したもの。コピー可）
 - （3）運転免許証の写し（裏表）
- ・ 応募用紙の記入については、手書き、パソコンのどちらでも構いません。
- ・ 応募用紙を郵送する場合は、応募期間終了日必着とします。

【選考方法】

（1）第1次審査

応募について、書類選考の上、結果を応募者全員に書面にて通知します。

(2) 第2次審査

第1次審査合格者のうち、申し込みのあった者から順に随時行うこととします。

(日時および場所は第1次選考合格者に改めて通知します。)

※面接会場への旅費等は応募者のご負担となります。

【隊員の決定】

- ・ 第2次選考により、関ヶ原町地域おこし協力隊候補者を決定し、書面にて結果を通知します。
- ・ 活動開始時期については、応相談です。

13. お問い合わせ・応募用紙提出先

関ヶ原町役場 企画政策課

〒503-1592 岐阜県不破郡関ヶ原町大字関ヶ原 894-58

Tel : 0584-43-3052(直通) Mail : kikaku@town.sekigahara.gifu.jp